

平成27年（行ウ）第700号 日米合同委員会議事録不開示決定取消請求事件

原告 特定非営利活動法人情報公開クリアリングハウス

被告 国（処分行政庁 外務大臣）

証拠申出書

平成30年11月19日

東京地方裁判所民事第2部C係 御中

被告指定代理人

高 洲 昌 弘 

田 家 重 信 

矢 澤 正 樹 

貝 原 健 太 郎 

寺 尾 長 

鈴 木 孝 宏 

内 藤 正 彪 

吉 田 昌 弘 

西 田 真 啓 

吉 野 浩 平 

1 証人の表示

〒100-8919

東京都千代田区霞が関二丁目2番1号

在ロシア日本国大使館一等書記官

(元外務省北米局日米地位協定室首席事務官)

証 人 室 谷 政 克 (同行・主尋問20分)

2 立証の趣旨(略語等は、準備書面及び意見書の例による。)

証人は、平成26年8月から平成27年9月までの間、外務省北米局日米地位協定室首席事務官の職にあったところ、管理・監督者としての立場から、平成27年6月30日付けの不開示決定(本件不開示決定2)に関与した者であり、訴状別紙文書目録記載の文書2(本件文書2)について、同日時点で、公表に係る米国の同意がなかったことなど、当時の状況を明らかにする。

3 尋問事項

別紙のとおり。

別 紙

尋 問 事 項

証 人 室 谷 政 克

- 1 証人の経歴について
- 2 外国との協議内容については、原則として公表しないのが国際慣行であることについて
- 3 平成27年6月30日の時点において、本件文書2について、公表に係る米国の同意がなかったことについて
- 4 本件文書提出命令の申立ての対象文書（本件各対象文書）について、米国が公表に反対の立場であるにもかかわらず、公表されることになれば、米国との信頼関係が損なわれるなどの影響が生じることについて
- 5 その他上記に関連した事項